**新規表示登録会員の審査基準については、「消防用設備等点検済表示制度運用規程」及び「同　運用細則」によるほか、当協会の運用基準を次のように定める。**

**消防用設備等点検済表示制度運用細則運用基準**

**１　登録を受ける消防用設備を点検できる資格者を２名以上保有していること。**

**ただし、一人で点検できる消防用設備のみの場合は、一人以上とする。**

**２　上記資格者は、当該事業所に正社員として雇用され、原則として社会保険、労働保険に加入していること。**

**３　上記資格者のうち、少なくとも１名は、消防設備士、消防設備点検資格者の免状取得後、消防用設備の点検の経験が２年以上あり、点検を実施する消防用設備として登録を受ける消防用設備の点検経験があること。**

**４　登録を行おうとする事業所は、申請時、協会が実施する直近の研修会に参加していること。**

**５　登録を受ける消防用設備に応じる点検機器工具を保有し、校正等の管理が適切になされていること。**

**６　前５項の条件を満たす事業者から申請があった場合は、表示制度管理委員会での審査を行う前に事業所での工具等の確認、点検現場での作業確認を行う。**

**７　第１項から第５項の条件を完全に満たさない事業者から表示登録会員の申請があった場合は、当該条件を満たすまでの間は「審査期間」として保留し、認定のための準備・確認を行う期間とする。**

**この際の確認事項は、第６項に準ずる。**

**８　この基準は、平成24年4月1日以降の表示登録会員新規申請者に対して適用する。**

**なお、適用時点で「保留」としている登録申請者については、従前の基準による。**

**備考**

**１この基準は、平成２４年４月２４日開催の理事会において議案承認されたものである。**

**２平成２６年１２月２６日開催の理事会において４項が改正されたものである。**